

## マザーレイク居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 マザーレイク株式会社が開設するマザーレイク居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする

### (運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する

二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業所に偏することのないよう公平かつ中立に実施する

三 当事業所は、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める

四 「草津市指定居宅介護支援事業等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする

### (事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称は マザーレイク居宅介護支援事業所とする

二 事業所の所在地は 滋賀県草津市笠山5丁目3-66とする

### (従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所は次のとおり管理者を設置する

1 管理者 1名

2 管理者は利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また従業者に対して必要な指揮命令を行う

二 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する

- 1 介護支援専門員 1名以上
- 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける
- 3 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成、変更を行う
- 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次の通りとする

- 一 営業日は平日(月曜～金曜)とする。ただし年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく
- 二 営業時間は通常時間として9時から17時とする。ただし緊急の場合は時間外でも相談業務を行う

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室等とする
- 二 使用する課題分析票の種類はMDS-HC・居宅サービス計画ガイドライン方式とする
- 三 サービス担当者会議の開催場所は利用者の自宅又は当事業所の相談室等とする
- 四 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う
- 五 利用者にケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する

一 通常の実施地域を越える地点から 1kmあたり100円

二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする

(通常の実業実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は下記のとおりとする

草津市 ・ 大津市

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する

一 採用時研修 採用後二ヶ月以内

二 継続研修 年二回

(秘密の保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする

(苦情時の対応について)

第12条 事業所は提供したサービス内容に関して苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する

(事故発生時の対応について)

第13条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする

二 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない

三 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う事とする

(人権の擁護・虐待の防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針を整備する

三 従業員に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施する

四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し及び協力を行うことができる体制を構築するよう努めなければならない

(暴力団排除)

第16条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の居宅介護支援専門員等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。)であってはならない

二 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない

(その他)

第17条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はマザーレイク株式会社代表者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は 令和 7年 2月 1日から施行する。